

平成 29 年 7 月 21 日

各 位

株式会社 豊和銀行

平成 29 年 7 月九州北部豪雨により被害を受けられた事業者の皆さま向けの
融資対応について

今般発生した九州北部豪雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社豊和銀行（頭取 権藤 淳）は、上記の災害により被害を受けられた事業者の皆さまに対する支援として、下記のとおり「ほうわ災害復興支援ファンド」の取扱いを開始しましたのでお知らせします。

また、大分県と連携した県制度資金「地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）」については既に取り扱いを開始しております。

当行では、全店に相談窓口を設置し、本災害の影響を受けられた皆さまに対し、地域金融機関として積極的なサポートを行うとともに、迅速な対応をさせていただきたいと思っておりますので、ご遠慮なく窓口までお問合せください。

皆さま方の安全とご健康を願い、一日も早い復旧をお祈りしています。

記

1. 「ほうわ災害復興支援ファンド」商品概要

項 目	内 容
制 度 資 金 名	「ほうわ災害復興支援ファンド」
ご利用いただける方	平成 29 年 7 月九州北部豪雨により直接的な被害の他、間接的な被害も含め、事業を行う上で影響を受けた全ての事業者の皆さま
融 資 金 額	原則 5,000 万円以内 ※被災の状況に応じ、柔軟に対応させていただきます。
融 資 期 間	設備資金…原則 10 年以内（うち据置 1 年以内） 運転資金…原則 7 年以内（うち据置 1 年以内）
融 資 金 利	当行所定の利率を下回る利率
資 金 使 途	今回の災害により設備の損壊もしくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じている者の復旧または経営の安定のために必要な資金。
取 扱 店	全営業店
取 扱 期 限	平成 30 年 3 月 30 日（金）まで

※お申込みに際しては、当行所定の審査がございます。

2. 県制度融資「地域産業振興資金（災害復旧融資＜特別融資＞）」商品概要

項 目	内 容
制 度 資 金 名	「地域産業振興資金」（災害復旧融資＜特別融資＞）
ご利用いただける方	中小企業者であって、平成 29 年 7 月九州北部豪雨により被災し、復旧を図ろうとする者。（大分県信用保証協会による保証が必要です。）
融 資 金 額	個人・法人 3,500 万円以内、組合 7,000 万円以内 （ただし、復旧または経営の安定に必要な資金の範囲内で、かつ、大分県信用保証協会の保証金額以内）
融 資 期 間	運転資金…10 年以内（うち据置 1 年以内） 設備資金…10 年以内（うち据置 1 年以内）
資 金 使 途	今回の災害により設備の損壊もしくは資材の流出、き損、滅失又は事業の運営に重大な支障を生じている者の復旧または経営の安定のために必要な資金。
取 扱 店	大分県内の全営業店

※その他の詳細は大分県ホームページをご参照下さい。また、お申込みに際しては、当行及び大分県信用保証協会所定の審査がございます。

3. その他

- ・ 災害の影響を受けられた皆さまに対し、上記商品に該当しない場合についても、お客さまの実情に合わせ、ご相談を承ります。
- ・ 詳しくはお取引店または最寄りの営業店までお問合せください。

以上

本件に関するお問合せ先 営業統括部 梅木 TEL097-534-2616